

---

**QA9-7 住宅地から 20m までの範囲以外の森林の除染は、どのように取り組まれるのですか。**

---

**A**

- ① 住居周辺の里山等の森林内の日常的に人が立ち入る場所について、地元の具体的な要望を踏まえて、現場の状況を勘案し、追加被ばく線量を低減する観点から、対象範囲や実施方法等を検討し、除染を実施します。
- ② 具体的には、ほだ場、炭焼場、キャンプ場、遊歩道・散策道・林道、休憩所、広場、駐車場など、森林内の人々の憩いの場や人が立ち入る機会の多い場所について、立入り頻度や滞在時間、土壌流出のリスク等を勘案し、適切に除染を実施します。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第9章 130 ページ「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」

---

出典：福島森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 9 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日